

## 令和2年度愛知県博物館協会総会（書面表決）の結果報告

### 1 総会の成立

会員数 121 館 出席数（書面提出数） 90 館

愛知県博物館協会規約第13条第4項に定める出席定数（会員の過半数）を満たし、有効に成立

2 実施日 令和2年8月18日（火）～ 令和2年8月31日（月）  
（令和2年9月8日（火）まで延長）

### 3 表決結果

議題(1) 令和元年度事業報告及び決算報告	承認 90 館	不承認 0 館
議題(2) 令和2年度事業計画（案）及び予算（案）	承認 90 館	不承認 0 館
議題(3) 令和2年度における会費の取扱い（案）	承認 90 館	不承認 0 館
議題(4) 理事の一部変更及び実行委員会について（案）	承認 90 館	不承認 0 館

上記の通り全ての議題について原案通り出席会員の過半数の承認をもって決せられました。

### 4 意見及び事務局回答

議題(1) 令和元年度事業報告及び決算報告

意見 [ ]内は館名	事務局回答
・元年度の繰越金が180万円ほど計上されている。市の財政当局からは、繰越額の多い団体に対する風当たりが強いことから、今後は50万円程度まで圧縮できるように活動をしていただきたい。 [半田市立博物館]	令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のために事業を中止したことなどにより、繰越金が増えました。毎年の繰越金が多いことは、以前から理事会でも指摘されており、今年度繰越金を使って活動することで圧縮できるものと考えております。

議題(2) 令和2年度事業計画(案)及び予算(案)

意見 [ ]内は館名	事務局回答
<p>・繰越金を当てて事業運営をしていただけにはありがたいが、このようなことはよろしくないと思われるので、事業に見合った予算を組んでいただきたい。 [半田市立博物館]</p>	<p>皆様のご意見をお聞きしながら、理事会で検討してまいります。</p>

議題(3) 令和2年度における会費の取扱い(案)

意見 [ ]内は館名	事務局回答
<p>・会費の納付を要しない理由を明記して下さい。例) 新型コロナウイルス感染症拡大による事業見直し、など。 [蟹江町歴史民俗資料館]</p>	<p>総会資料「令和2年度愛知県博物館協会総会 書面表決にあたっての補足説明 令和2年度愛知県博物館協会の活動について」(令和2年8月18日付け)の4に記載していますので、ご覧ください。</p>
<p>・今後は、会費の引き下げも視野に入れて検討していただきたい。 [半田市立博物館]</p>	<p>皆様のご意見をお聞きしながら、理事会で検討してまいります。</p>

議題(4) 理事の一部変更及び実行委員会について(案)

意見 [ ]内は館名	事務局回答
<p>意見なし</p>	

その他 (ご意見、ご連絡等)

意見 [ ]内は館名	事務局回答
<p>・新型コロナウイルス感染症対策として、開閉館、再開の情報、ウイルス対策、イベントの開催方法などについて県内博物館の状況を把握できる場(情報共有できる場)があると非常に参考になると思います。[碧南海浜水族館]</p>	<p>会員へのご連絡や会員同士の情報共有を円滑に行えるよう、メールアドレスをご登録いただくとともに、HPの機能を充実させていく予定です。</p>

<p>・決算・予算のところで記載したように、財政当局からは「会費等の収入があるから無理やり事業をするということのないように」と言われている。したがって、繰越金が多く発生することのないよう、会費の見直しや事業縮小なども検討する必要があるのではないかと思われる。 [半田市立博物館]</p>	<p>皆様のご意見をお聞きしながら、理事会で検討してまいります。</p>
<p>・規約を読む限り、会長は年1回総会を招集する必要があり、会長若しくは理事会の権限で招集せずに書面で行うことはできないとしか、解釈されないと思います。本務御繁多の中、この結論に至られたのだと重々理解いたしておりますが、せっかく実施した本書面表決の効力の有無を問われるような、手続き上の瑕疵を指摘されないためには、会員全員に書面表決の是非を問うた上で実施すべきだったのではないかと考えます。今後のことを考慮し、御面倒だとは存じますが、規約改定を検討されるべきかと考えます。 [みよし市立歴史民俗資料館]</p>	<p>当協会は、会員数 120 館の大規模な組織であり、会の意思決定の全てを全会員が出席する総会で行うのは機動的でなく、理事会及び実行委員会を設け、各会員の意見を各地区の理事が集約し、これを理事会や実行委員会に持ち寄る形で運営しています。</p> <p>規約第 10 条第 1 項に規定する通常総会の招集は、本来は直接集まって開催することを想定しているものですが、書面やオンラインによることを妨げるものではないと解しています。他の類似の会においても、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、同様の規定のもとで書面開催を行っており、規約の改正は必要ないと考えています。</p> <p>また、このたびの理事会及び総会の書面開催は、いずれも事前に理事間で協議した上で行っており、手続きに瑕疵はないと考えています。</p> <p>今後、会員へのご連絡や会員同士の情報共有を円滑に行えるよう、現在メールアドレスの登録をお願いしているところであり、また、HPの機能についても充実させていく予定です。</p>